

命令文の語用論

— 関連性理論に寄せて —

The pragmatics of imperatives

三 木 悦 三

1. はじめに

関連性理論 (relevance theory)¹⁾ によれば、命令文 (imperatives) とは、

- (1) 「ある状況を、話し手が、潜在的でありかつ望ましい (= 希求的) と考えている旨を表示したもの」 (p. 91)

と定義される²⁾。(1) について、今井 (2001) はさらに以下のように敷衍する：

- (2) 「『望ましい』というのは『誰かにとって』望ましいわけである。その『誰か』は話し手自身であることも、それ以外の人 (ほとんどの場合は聞き手) であることもある。誰であるかは命令文自体には表現されていない。また、その命令文が『行為の要請』であるかないかも表現されていない」 (p. 91)

われわれの観点から、早速、問題となるのは、論者たちの言う「望ましい (= 希求的)」という用語が具体的にどのような内容を表わし、そして、この「望ましさ」の判断がいかんにして生じるのか、という点である³⁾。われわれは、概ね、慣習化された行動様式・行動形態に従って日常生活を営んでいると言ってよいと思われるが、そうしたわれわれの行動の仕方、立居振舞いの有りようは、「しかじかの場面ではかく行動する」「かくかくの状況ではこのようにするのがふつうだ」というように、その都度、われわれの取るべき行動、しかるべき振舞いを示唆するものとなる。「人はふつうそのように行動する」——われわれの日常実践を支えるこの期待、慣習的生活形態への志向、そこから「当為性」=「べし」の意識が生じるのであり、われわれの行動・判断のことごとくが「当為性」を拠り所として行なわれると言っても過言ではない。氏は「『望ましい』という

のは「誰かにとって」望ましいわけである。その「誰か」は話し手自身であることも、それ以外の人（ほとんどの場合は聞き手）であることもある」云々と説く。しかし、命令文に係わる「望ましさ」、われわれの見地から言えば「当為性」、とは共同社会の一員としてわれわれがしかじかのように行動するのが「ふつうである」、かく振舞うことが「当然、期待される」——この優れて共同社会的な意味における「望ましさ（＝希求性）」なのであって、論者たちの言うような一個人にとっての「望ましさ」とは位階を異にする。いま、「対話」を例にして、この間の事情を少しく仔細に眺めてみよう。通常、対話の当事者には、互いに同じ共同社会の構成員として、「(人は) 当然、かく判断する筈である」「このように判断するのがふつうだ」という相互への信頼ないしは期待がある。もちろん、現実には当事者の判断が合致せず、双方がそれぞれの判断を主張して互いに譲らぬ場合も往々にして見られる。しかし、その場合にも、当人たちは自己の判断について「このように考えるのが当たり前だ」という確信を多かれ少なかれ抱いているのが通例であり、詰まるところ、「人としてどのように判断するのが適当であるのか」——この判断の有りよう、ことばを換えれば、判断の「妥当性」ということになるが、これをめぐって双方が互いに相争うことが知られよう。そして、「人は当然このように判断する」——話し手の主張 (assertion) に随伴するこの言質 (commitment) ゆえに、われわれは相手の主張を「真に受ける」のである。共同社会的に形成された「れっき」とした成員が確信を以って行なう判断である以上、われわれもまた共同社会の成員たらんとするかぎり、相手の判断に信頼を置いてこれを受け入れるよう促されるのである⁴⁾。

(2) の後半部で、氏は「命令文が「行為の要請」であるかないかも表現されていない」と述べ、命令文を「行為の要請」ではないと見なす論者たち一流の見解を披瀝する。しかしながら、命令文たる以上、それは「当然かくあるべし」と希求される事態を表わすのであり、そしてそのような事態が希求されているかぎりにおいて命令文には当該事態が成立するためのしかるべき「行為の要請」が存在する——このようにわれわれは考える。そして、この希求的事態が人為、通常は聞き手を主体とする行為、によって成立可能と見なされる場合には、当該行為はその要請を受けた相手によって、多くの場合、現に遂行される。「行為の要請」とはこのように共同社会的な「望ましさ」＝「当為性」の表明に外ならず、われわれは自己に内在化された共同社会的な「圧力」によって当為的行動を促されるのである。論者たちのように、命令文は「望ましい（＝希求的）」状況を表わすと述べながら、他方において「命令文が「行為の要請」であるかないかも表現されていない」と主張するのは、われわれの立場からは自家撞着

以外の何ものでもあり得ない。

以上、論者たちの議論のリンチピンを成すと思われる「望ましさ」「行為の要請」に即して概述したわれわれ自身の見地から、次節では、論者たちが「行為の要請」ではないと見なす命令文を逐一検討に付し、論者たちの主張にも拘わらず、いずれの命令文にも「行為の要請」が看取されることを示したい。さらに、次々節では関連性理論にもとづく論者たちの説明を批判的に討究し、これに若干の省察を加える段取りである。関連性理論に言う「望ましさ」「行為の要請」といった道具立てを以ってしては、命令文を発話するという言語行為 (speech act) を十全に記述すること、況や解明することは期し難い——このことを闡明し、よって論者たちとの論判を図ること、本稿の眼目はそこに在る。

2. 「行為の要請」を表わさない命令文

今井 (2001) は、命令文が「行為の要請」としては解釈されない例を「助言」「許可」「脅し・挑発」「願望」「相手なしの命令文」「さかのぼっての要請」の6つのケースに即して論じているが、まず、氏が「願望」の表明と見る命令文から本節の検討を始めてみよう：

- (3) a. Get well soon.
 b. Have a nice holiday.
 c. Sleep well.

氏に従えば、これらの発話は命令文という形式を具えているが、「病気や怪我から回復したり、楽しい時を過ごしたり、ぐっすり眠ることは、当人の自力で左右できることではない。したがって (8) [= (3)] の発話者も、そうした“行為”を相手に要請しているのではなく、そうあってほしいという願望を述べているにすぎない」(p. 89) 発話と見なされる。ところで、惟うに、いわゆる「願望」とはどのような謂いであろうか。例えば、(3a) について言えば、それは「相手がよくなっている」‘You are well (again).’ という未在の事態を話し手が希求するということになるであろう。この希求的な事態が ‘I hope you’ll get well soon.’ / ‘I wish you would get well soon.’ といった発話ではなく、(3a) のような命令文で表わされるという場合には、われわれの見地からは、可能なかぎりにおける主語 (= you) の自助的努力がやはり聞き手に対して要請されていると見ることができるのであって、この点では、例えば、「頑張って」と病者を励ますような場合にも話し手の同じ心理が反映されている。(3b) の ‘Have a nice

holiday.’ に対しては聞き手は ‘(Thanks.) I will.’ のように応じることが可能であり、この場合には「楽しい休暇を過ごす」‘You have a nice holiday.’ という事態成立のための意識的努力が話し手によって要請され、聞き手もまた (3b) の命令文をそのように受け止めていることが窺知されよう。これから出立しようとする者に向かって発せられる「行ってらっしゃい」「気をつけて」「お大事に」「元気で (やれ)」——こうした言い回しには他者の無事息災を願う話し手の気持が躍如として感じられるが、それは「わたし」(=話し手)にとって渝らぬ「あなた」(=聞き手)であることを希求する話し手の切なる思いの現われであり、この対人的関係の維持・保全への意志がそこには働いているように思われる。「これまでのごとく、この先もあれかし」と相互の関係の全きことを「そうあるべき」=「当為的」事態として話し手は庶幾するのである⁵⁾。(3c) の ‘Sleep well.’ もまた本来、他者に対する気遣いの表明であり、「たくさん召し上がれ」とも同じく相手の健康・息災を当為的事態と見なし、相手の参与する人的関係が恙なく維持されることを期待する話し手の真情の発露と見ることができよう。そうした関係を保持する上で欠くことのできない要件として ‘You get well.’ / ‘You sleep well.’ という事態を話し手は希求するのである。なるほど論者たちの言う通り、それらは通常、「当人の自力で左右できることではない」事態には違いないけれども、敢えてそれを希求し、そのような事態が成立するよう可及的に相手の主体的努力を要請するほどに当該事態の成立が不可欠なのであって、(3a) ‘Get well soon.’ 「早くよくなって」に籠められたこのような切々たる願いを云為することはあながち不当ではあるまい。以上のように考察を進めることが妥当であるならば、(3) の命令文にも厳然として「行為の要請」は存在すると言わなければならない。

これとは逆に、氏の言う「呪詛的願望」は他者との一切の人的関係の杜絶を相手に期待するものであり、「相手が滅び去る」ことを妥當的事態として話し手が希求する旨が表明される：

(4) ‘Despair, and die!’

氏は (4) について「despair することも、die すること (kill oneself <自殺する> なら別だが) も、どちらも本人の意志で左右できることではない」(p. 89) と述べ、したがって、この命令文は「行為の要請ではなくて、呪詛的願望である」と結論するのであるが、そのように「しかるべき」事態として希求される「お前が絶望して死ぬ」‘You despair, and die.’ という事態はそれが「妥当」=「当

為」と見なされているかぎりにおいて、単に話し手一個人によってそう望まれているというにとどまらず、あたかも共同社会の人々一般が当該事態を「妥当」と見なすかのような強迫感を付帯する。この立場を取りつつ、話し手は「呪詛的願望」を表明するのである。(4)の命令文にこのような強迫感が伴うのは、‘You despair and die.’という事態を「妥当」と見るのはなるほど特定個人(=話し手)の判断であるとは言え、当の個人がいわゆる「社会化」を経てれっきとした共同社会の一員として形成されているかぎり、つねにそれは共同社会の人々一般が「妥当」と見なす(であろう)判断となっているからである。われわれの判断に伴うこの構制に負うて、「呪詛的願望」はもとより、一般に命令文の表わす当為判断はさながら共同社会の成員一般が「妥当」と見なす判断であるかのような様相を呈するものとなる。このような当・不当の判断の態勢は「社会化」の過程において慣性となってわれわれに内在化されるが、命令文の表わす当為判断、そしてこれへの同調、つまり相手(=話し手)と同じ判断の態勢を取ることと相即して、聞き手もまたこの判断態勢を喚起され、話し手が「当為」=「妥当」と見なす事態を主体的に成立せしめるよう促される所以となる。われわれの身体内部に感じられるこの強迫感——角度を変えて言えば、駆動感——が「発話の力 illocutionary force」と称されるものに外ならない。以上の意味において「呪詛的願望」にも行動の要請は確乎として存在するのであって、‘despair’は情緒的反応、‘die’は事態の推移・変化を表わし、いずれも「本人の意志で左右することではない」と見なされるにも拘わらず、(4)は希求の事態‘You despair and die.’を自己誘導的に惹き起こすよう聞き手を促す「行為の要請」と見ることが出来る⁶⁾。

さて、「脅し・挑発」の意に解釈される(5)のような命令文について、氏は(6)の見解を示す：

- (5) Go on. Punch me in the nose. Just you dare.
 (6) 「これは、日本語訳の「さあ来い。殴れよ。やれるものならやってみろ」を発した場合と同じことで、話し手は相手が殴ることを要請しているどころか、その逆である」(p. 89)

しかし、果たして(6)のような所見が「脅し・挑発」に対する剴切な説明と言えるであろうか。(5)では、むしろ話し手は「やれるものならやってみろ」と文字通り相手に向かって行動を「要請」していると解釈すべきなのであり、「さあ殴れ」と要請されながら、当の行動を実行できないゆえにこそ聞き手としては

切齒扼腕、屈辱を嘗めさせられるのではないのか。そして、話し手もまた相手が「殴る」行動を起こせないことを見越した、あるいは見透かした上で、(5)の命令文を発しているのである。しかし相手が「殴りかかる」ことを予期していないとは言え、話し手はことばの上では「殴る」ように聞き手をけしかけているのであって、かく促されながらもそれに応じることに對しては聞き手に抑止力が働くところに「脅し・挑発」の修辭性がある。(5)では、話し手は「相手が自分(=話し手)の鼻柱を殴る」という事態に妥当性を表明し、この事態を「当為」として希求する(かのように仕立て上げられている)聞き手と同じ判断に立つのである。このように話し手みずから‘You punch me in the nose.’を当為的行動と認めるのであるから、聞き手が実際にこの行動を志向する場合には(5)の命令文は後述の「許可/同意」を与えるケースともなるが、ともあれ、話し手はこうして相手の当為判断に賛同を表明すると同時に、しかし他方において、この(相手の)判断が「不当」であることを確信する。共同社会の分別ある構成員として、‘You punch me in the nose.’という行動を「妥当」と見る判断に對しては「イナ」「トンデモナイ」という拒否反応が聞き手にも喚起される筈だという信憑が話し手には在る。この反応を話し手は聞き手のみならず、話し手/聞き手を圍繞する環視的他者(=世間一般)にも期待するのである。かくして、当該判断は共同社会的に「不当」であり、そのような行動を取れば、当然にも、人は共同社会的な制裁・排斥を受ける——この確信のもとに、話し手は表向きは「相手が自分の鼻柱を殴る」という判断に賛同しつつ、(5)の命令文を発話するのである。このレトリカルな機制を顧みず、「話し手は相手が殴ることを要請しているどころか、その逆である」と断じて事足りれりとする論者たちの理解は、皮相という謗りを免れ得ない。

「許可」を表わす(7)のような命令文についても、氏によれば、「BはAにたばこを吸ってほしいと思っているわけではなく、Aが吸っていいかどうかを尋ねたので許可を与えているだけの話で、吸うことを要請しているわけではない」(p. 88)という事態了解になる：

- (7) A: Do you mind if I have a puff?
B: No. *Go ahead.*

Bの発する命令文‘Go ahead.’が「行為の要請」であるか否かを周到に論議するためには論者たちの言う「要請」の中身を精査することが不可避となるが、この課題には次節で(7)を再論する際に応えることにして、ここでは(7)に關す

る当座の検討を進めておくことにしよう。

さて、論者たちのように、「要請」という語を話し手 (= B) が個人的な必要に迫られて相手 (= A) にしかじかの行為を促すという日常的な意味に解するかぎり、(7) の B には A に「たばこを吸う」よう促す差し迫った必要性ないと言ってよいであろう。明らかに必要性は A の側に在る。息抜きのためであるにせよ、「たばこを吸う」必要を感じているのは A であると了解される。(7) では、A は 'I have a puff.' という事態を「当為」として志向しつつ 'Do you mind if I have a puff?' を発話する⁷⁾ ののであるが、この未在の事態が果たして目下の対人的状況において「妥当」=「当為」と見なされるか否かについては確信に欠ける。そこで、A はこの当・不当の判断を聞き手 B に問いかける⁸⁾。これを受けて、B は「どうぞ (たばこを吸いなさい)」 '(You) go ahead (and have a puff).' と A の志向する 'I have a puff.' という事態が「妥当」である旨を表明するのである。この意味において (7B) の命令文もまた聞き手に「たばこを吸う」ことを促す発話、すなわち、「行為の要請」と見なすことができるのであって、「A が吸っているかどうかを尋ねたので許可を与えているだけの話で、吸うことを要請しているわけではない」という論者たちの見解は短見と評さざるを得ない。

では、氏が「助言」を表わすと見る、次の (8B) の命令文はどうであるか：

(8) A: Excuse me, could you direct me the way to Gakushuin University?

B: *Take the Yamanote Line and get off at Mejiro Station.*

(8B) について氏は説く。曰く「B 氏は、A 氏がこの助言に従って山手線に乗り目白駅で降りようが、気が変ってタクシーで行こうが、一向に意に介さない。B は A に何の行為も要請してはいないのである」(p. 88)。なるほど、(8) では B は行きずりの通行人と解されるから、何らかの個人的な切迫した必要から A に「山手線に乗り目白駅で降りる」よう要請しているわけではない。その通りであろう。とは言え、B の発話は G 大学へのアクセスという、いわば公的なルートについて述べた発話であり、B の示す道順は単に A のみならず、誰によっても取られうる行程である。言い換えれば、G 大学に行き着くという目標の実現にとって「山手線に乗り目白駅で降りる」という行動は「そうあってしかるべき」行動、すなわち、「当為」となるのであって、G 大学に辿り着こうとするかぎり誰であれこの行動を取ることを「要請」されるのである。この意味において、B の命令文には厳として「行為の要請」が存在すると言わなければならない。(8B) の命令文の潜在主語 'you' がこの場合、「聞き手を含む世人一般」として総称的

(generic) に解釈されることから明らかなように、B の発話は特定個人 A に向けて発せられるにも拘わらず、このとき A は単なる一個人以上の者、つまり、誰であれ G 大学に行くことを志向する者、として処遇されている。われわれが道順、あるいは一般に物事の手順を教えるという状況ではつねにこのような事態が成立する⁹⁾。氏には、そして関連性の論者たちには、この視点が欠落していることを見咎めざるを得ない。

氏の言及する残余の命令文については、一気呵成に論じたい。まず、「相手なしの命令文」から始める：

(9) Oh, please stop raining.

(10) Get going, you bastard!

この種の命令文に対しては、例えば、(9) では「雨の神様の存在を本気で信じている場合を除けば、行為を要請する相手はいない」(pp. 89-90) のであるし、また (10) を使って「なかなか言うことを聞かないパソコンを (中略) 「叱りつける」ときも、意思のないパソコンに行為の要請が行われているとは言えない」(p. 90) 云々といった説明が与えられる。しかし、差し当たって (10) については、氏の所見もさることながら、パソコンが意思を持つものとして扱われていることは明白ではないかと考える。氏自身、パソコンを意思あるものと見なすゆえにこそ、「言うことを聞かないパソコン」「叱りつける」という言い方が可能となる筈だからである。客観冷徹な眼で見れば無生 (inanimate) であり、意思を持たないことが一目瞭然たる対象であっても、当該対象がわれわれの行為にとって不可欠と考えられる場合には、行為の首尾／不首尾はわれわれ自身の手際ないしは不手際に帰されるとともに、われわれの行為が向けられる対象の「反応」の具合にも帰せられ得る。手に取るペン、文字を記す用紙、手に持つ杖、鼻にかけるメガネ、腰を据える椅子、運転する車、等々にこのことは齊しく当て嵌まる。それは身体的自我 (ego) の膨脹・肥大¹⁰⁾ とも言うべき現象であり、われわれと対象的物体との「一体化」と称することができよう。このような一体化に負うて、ペンを、杖を、車を「手足のごとく」操るということが可能となるのである。かくて、円滑に機能し、コマンドに反応するパソコンはさながらわれわれの身体の一部なのであり、われわれの (みずからは適応的と確信する) 働きかけに期待通りに反応・協応しないパソコンに対しては「非協調性 uncooperativeness」を感じる所以となる。こうした経緯をへてパソコンはあたかも意思ある者、われわれとのやり取り (interaction) に参与する対向者とも見なされ、‘you’ と呼

称されるに及ぶのである。では、(9) はどうか。もちろん、「雨が降る／降らない」といった事態を随意に左右する主宰者として神を想定するような場合を除けば、自然の天候を自在にするような主体は想起し難い。これにも拘わらず、祭りの当日にかねてからの予定通り祭りを実施するという目標を実現するためには「雨が降り止む」(‘It stops raining.’) という事態が不可欠である、この了解が (9) の話し手には在る。祭りが行なわれるためには雨が降り止む以外に方法がない——このとき、「雨が降り止む」という事態 A は「祭りが行なわれる」という事態 B の絶対的条件となる。(9) の命令文は前件 A の成立が後件 B を実現するための必然的 (= 絶対的) 当為であることを表わすものであり、雨を降り止めさせ得る主体が何であれ、祭りの実現のためには「雨が降り止む」事態の成立が絶対的当為となる旨を話し手は (9) によって表明するのである。反省的な見地からは、人間の能力を超える力を具えた存在がここには関与するという意味で、これを「祈願」と呼ぶこともできよう。しかし、ともあれ、このようなやむにやまれぬ「当為性」の表明、すなわち、事態成立の「要請」、をわれわれは (9) の命令文に看取することができる。

話し手のやむにやまれぬ思いは、氏が「さかのぼっての要請」と称する命令文にも見い出される：

- (11) Please be in.
 (12) Please don't have made a mess of it.

ここでは、直談判のために親戚に出かけると言う夫を送り出した後、(11) では、家に残った妻が「(先方が) どうぞ家にいてくれますように」と、また (12) では、同じ状況で妻が「どうか (夫が) 事態を悪化させないように」と祈っているという設定である。氏は説く：「(これらの場合) 単に聞き手がその場にいなければならず、相手が家にいるかないか、夫がことごときをめっちゃめっちゃにしまったかどうかはすでに決まっていることであり、もし (11) [= (11)], (12) [= (12)] を「行為の要請」であるとすると、それは時間をさかのぼっての要請という無意味な行動となってしまう」(p. 90) 云々。果たして、しかし、「時間をさかのぼっての要請」とは論者たちの言うように「無意味」な行動であろうか。もちろん、(11) は親戚に向かって「どうか家にいてください」と直接、行為を要請しているわけではない。とは言え、「相手が家にいる」ことは「先方と直談判をする」という目標の実現にとって不可欠であり、この目標を実現するためには「相手が家にいる」という事態が絶対的当為として要請される——このこと

を(11)の話し手は命令文によって表明するのである。一方、(12)では「夫が(かえって)ことがらをめっちゃめっちゃにしてしまう」という恐れが適中することのないように願う妻の気持が表わされている。この場合、仮に「折衝が無事に功を奏す」(= B)ことを目標的事態とするならば、「ことがらをめっちゃめっちゃにしない」(= A)ことはこの目標実現にとって絶対的(=必然的)当為となる。あるいは、「親戚との関係が気まづくならない」こと、さらには「夫がことがらをめっちゃめっちゃにしない」ことそれ自体が目標的事態Bと見なされる場合もあり得よう。最後の場合にはA=Bとなり、「ことがらをめっちゃめっちゃにしない」ことが実現目標であり、したがってまた、絶対的当為ということになるが、いずれにしても、(12)を発話する時点で直談判の結果が判明しているという想定に話し手が立つかぎり、「(夫が)ことがらをめっちゃめっちゃにしない」という当為的事態は‘Please don’t *have made* a mess of it.’と表わされる所以となる¹¹⁾。このように、「ことがらをめっちゃめっちゃにしない」という前件事態Aは「折衝が功を奏す」という目標的事態Bの実現にとって必然的当為であり、(12)の命令文はこの前件事態の成立に対する話し手の「要請」を表わすものに外ならない。この「要請」を論者たちは「無意味」としてしりぞけるのであるが、(12)が「折衝が功を奏する」ことを目標的事態とするかぎり、当の折衝が終了していると想定される状況でこの目標的事態を「実現」させ得る唯一の方法は「ことがらをめっちゃめっちゃにしたのではなくあって欲しい」とでも言い表わすべき、「時間をさかのぼっての要請」たらざるを得ない。事実問題として談判の結果はすでに存在するにもせよ、話し手当人には未だ知られていないわけであり、話し手としては「かくあれかし」と未知の、しかし既在の、事態に関して当為性を表明するのである。このやむにやまれぬ切実な人間的状況(the human condition)を「無意味」と切り捨てるか、冷徹な論理には合わねども情理には適うと見るか、これは語用論研究のありようとも係わる深刻な問題であろう。氏は、

(13) Don’t talk to me like that.

のような命令文を捉えて、「(14b) [= (13)]に類する文も、すでに起こってしまったことをとがめる言い方だから、「さかのぼっての要請」の一種といえる」(p. 180)と注記するが、(13)が過去の行為(‘like that’)に言及しながら命令文として間然する所がないのは「君がわたしに対してそのような口の利き方をしない」ことが、例えば、「君とわたしとの対人関係を良好に維持する」¹²⁾という目標的事態を実現する上で当為と見なされるからであり、しかもこの当為性は発

話時点はもとより、未来において、さらに(13)の言及する過去の時点においても一貫して成立していると考えられるからである。(13)は氏の言うような「さかのぼっての要請」ではなく、発話時における断乎とした「行為の要請」として解釈されるべきものである¹³⁾。

かくして、論者たちは第一節冒頭に掲げた定義を唱える。曰く、命令文とは、

- (14) [= (1)] 「ある状況を、話し手が、潜在的でありかつ望ましい (= 希求的) と考えている旨を表示したもの」

云々。論者たちが、(14)に続けて、「望ましい」というのは「誰かにとって」望ましいわけである。その「誰か」は話し手自身であることも、それ以外の人(ほとんどの場合は聞き手)であることもある。誰であるかは命令文自体には表現されていない(p.91)と言うときの「誰か」とは、われわれの見地からは共同社会の価値観を体現する者、すなわち、「ひと」ということに帰着する。われわれは生まれ落ちてこの方、不断の社会化による「陰陽の圧力」を受けて価値判断・価値実践において概ね同型的と見なし得る局面を具えた「ひと」¹⁴⁾として形成される。このことは、共同社会の成員であるかぎり、対話の当事者たる話し手・聞き手にも齊しく該当する。われわれは、命令文を次のように定義する：

- (15) 「命令文とは、話し手が、ある目標的事態を実現するために必然的当為と見なされる(未在の)事態に関して、その事態成立の当為性を表明したもの」

命令文が「当為性の表明」であるということは、ことばを換えれば、命令文が「行為の要請」を表わすということである。すでに繰り返し眺めたように、論者たちが「行為の要請」ではないと見なす命令文のことごとくが、その実、「行為の要請」として解され得ること、この点はいまや明白であると考ええる。

論者たちは、命令文が「行為の要請」であるか否かは「聞き手が関連性の原理に依拠して解釈する」(p. 91) 旨を主張するのであるが、では、「関連性の原理」¹⁵⁾なるものによって命令文はどのように意味解釈されるのか、これがいよいよ争点となる。しかし、ここは一旦節を改め、次節においてわれわれの立場を鮮明にしつつ、論者たちとの結着を図る段取りである。

3. 批判と省察

本節では、前節で取り上げた命令文の例にも立ち戻りながら、関連性理論流

の意味解釈を吟味してみよう。まず、今井（2001）の挙げる（16）の命令文から始める：

- (16) a. Stop pestering me.
 b. Don't talk to me like that.
 c. Have a heart. Let me take breath.

関連性理論では、これらの命令文がいわゆる「行為の要請」として解釈されることをどのように説明するのか。この解釈の過程を氏は次のように詳述する：

- (17) 「聞き手は、これらによって表現されている状況——話し手を悩ますのをやめる、話し手の気に障る言い方をやめる、話し手に同情して、苛酷な運動をそれ以上課すのをやめる——をもたらしうる立場に自分がいることを自覚しているから、(14) [= (16)] が自分に対する潜在的に可能な行為の要請であることを悟るし、また発話時までの状況——話し手を悩ましていたこと、話し手の気に障る話し方をしたこと、話し手の疲労に気付かず運動を強いていたこと——が話し手にとって望ましくないものであったことが発話によって明らかにされるため、自分が要請されている行為は話し手にとって望ましい結果をもたらすものであることも知る」(p. 91)

(16a)-(16c) によって表わされる状況、例えば、(16a) の「わたし (= 話し手) を悩ますのをやめる」という状況、をもたらし得る立場にみずからがいることを聞き手は自覚している云々、氏はこのように説明を切り出すのであるが、氏の言うようにこの自覚が(16a)の聞き手にあると仮定して、問題は話し手を悩ますのをやめることができるというこの自覚が、一体どのようにして、聞き手に 'Stop pestering me.' という相手の発話が「自分に対する潜在的に可能な行為の要請である」ことを悟らせるのかという点である。論者たちのように命令文を「行為の要請」とは観じず、命令文は潜在的・希求的状况を「表示」=「記述」¹⁶⁾ するという立場にたつならば、(16a) はあくまでも 'You stop pestering me.' という潜在的・希求的事態を「記述」したものとなる。この潜在的・希求的事態が話し手にとって論者たちの言う「望ましい」事態であることは聞き手に自覚されるとしても、(16a) によって話し手を悩ますのをやめるよう「要請」されていることを聞き手はいかにして理解するのか。敢えて論点を復誦すれば、1) 話し手にとって「望ましい」状況が何であるかを聞き手は承知している。2)

この「望ましい」状況をもたらし得る立場に自分がいることも聞き手は自覚している——氏の見解に従えば、(16a)が発話される時点で聞き手の了解に有るのはこの限りであろう。「話し手を悩ますのをやめる」ことを聞き手が実行するためには、当然のことながら、聞き手は当該行為を促される必要がある。しかし、この「促し」がどのようにして行なわれるのか、氏の所論からはこの説明が抜け落ちていることを指摘せざるを得ない。しかしかの自覚が聞き手であれば、それによって相手の発話がかくかくの行為の要請であることを悟り得るという関連性理論流の議論運びでは、肝腎のステップ、すなわち、相手の発話が「行為の要請」であることを聞き手はいかにして悟るのか、この間の説明が等閑に付されたままなのである。結局、聞き手に当該行為を起動するよう促すのは(16a)の命令文に示された当為判断「君はわたしを悩ますのをやめるべし」——これを一般化して述べれば、「他人を悩ますのをやめることは「ひと」としての当為である」という判断——これへの聞き手の同調・随順であるとせざるを得まい。論者たちの説明が核心を突くものとならないのは、前節でも述べたように、議論の要となる「望ましい」という用語の定義が不徹底だからである。「望ましき」とは、論者たちの楽観視するような単なる一個人にとっての「好都合」「利便」「便益」といった次元の問題ではなく、優れて共同社会的な「価値」の表明なのであり、この意味において話し手が潜在的・希求的な事態を「望ましい」と判断することは当該事態の成立を「ひと」として当為であると見なすことに外ならない。そしてこの当為判断に聞き手が同調すると同時に、聞き手もまた「ひと」として、この未在の事態を成立させるよう、しかるべき行動を取ることを促される所以となる。論者たちの言う「望ましき」とは、このように共同社会的な価値判断という観点から潜在的・希求的な事態を「妥当」(＝「そうであるのがふつうだ」と見なすの謂いとして捉え返されるべきものであり、この意味における「妥当性」)を話し手は(16a)の命令文によって表明するのである。ありていに言えば、「君は一人前の社会人としてそのようにわたしを悩ませることが妥当であると考えるのか。君もれっきとした(good-standing)社会の一員たる以上、そういう行動をやめるのが当然なのだ」という当為判断の表明であり、話し手は同じく「ひと」たる筈の聞き手にこの判断を差し向けるのである。話し手のこの当為判断に随順するかぎり、聞き手は「相手を悩ませる」というみずからの行為を「ひと」の行動として不適切・不当と見なすよう促され、かくして話し手および聞き手双方の判断は合致する。このような経緯を介して価値観(物の見方・感じ方・行動の仕方)が共同社会の成員相互に同型化されてゆくのであり、同じプロセスを経て、価値の共有ということも可能となるのである。

さて、「助言」「許可」の命令文に討究の歩を進めよう。氏は説く：

- (18) (5B) [= (8B)] のような助言の場合はどうだろう？これは聞き手が行きたいところへの道順を話し手が教えてくれている発話だから、それに従うことが聞き手にとって望ましい状況であることは明白である。また自分 (= 聞き手) が山手線に乗って目白駅で降りることを見知らぬ他人が希望しているわけでないことも明らかだから、これが行為の要請でないことも直ちにわかる。(p. 92)

論者たちの見解では、ここでも「聞き手が行きたいところへの道順を話し手が教えてくれている」「それに従うことが聞き手にとって望ましい」等々の個人的な利害・都合が事態の「望ましさ」を裁定するのであるが、言語行為、したがって言語による生活実践は、そうした個人的利便によってのみ営まれているわけではない。個人にとっては「不都合」であるにも拘わらず当該個人がしかじかの行為を行なうことが往々にして世間的に「妥当」と見なされるのであり、特定個人の「便宜」を図るためだけに人は命令・要請に「従う」わけではない。われわれは個人を患者として、生徒として、あるいは一般市井の人としてしかるべき対人的関係のもとに処遇し、そしてこの関係を適切に維持するために「妥当」「当為」と見なされる行動を取るよう仕向けられるというのが実情なのである。(8B) のように人に「道順」を教える場合には、目的地に到達するという目標を実現するために不可避となる行動について、その行動の「当為性」が命令文という形式をとって表明されるのである。加うるに、相手の発話に「従う」とはいかなる謂いであるか。人が助言に「従う」のは目的地に到達するためにはそうせざるを得ないからであり、個人的な都合・打算によって従うわけではあるまい。氏の「自分 (= 聞き手) が山手線に乗って目白駅で降りることを見知らぬ他人が希望しているわけでないことも明らかだから、これが行為の要請でないことも直ちにわかる」という所見にも拘わらず、互いに見知らぬ他人同士であれ見知った者同士であれ、目的地への道順に従うかぎり、目白駅で降りることが「希求」 (= 要請) されるのであって、(8B) の命令文 ('Take the Yamanote Line and get off at Mejiro Station.') は、誰であれ、当該目的地に到達しようとする者が踏み行なうべき手順 (procedure) という立場から発話されているのである。この構制に負うて、A は目的地に達することを志向するかぎり、道順に「従う」ことを共同社会的な当為として促される所以となる。

「許可」を表わす (7B) の 'Go ahead.' に移ろう。氏は (7B) について「煙草

を吸うことを望ましく思っているのが自分であることは他ならぬ聞き手 [=A] 自身がよく知っている」(p. 92) 旨を述べる。しかし、この場合も「望ましい」というのは、われわれの観点からは、そのような状況で喫煙することを A が「ひと」として妥当と見なすの謂いであって、「B は A にたばこを吸ってほしいと思っ
ているわけではなく、A が吸っていいかどうかを尋ねたので許可を与えているだけの話」(p. 88) 云々というような個人の「都合」ないしは「好悪」を言うものではない。われわれが共同社会の成員として形成されているかぎり、その判断はつねに「ひと」としての判断となっているのであり、しかしかの場面で喫煙するのが適切であるか、かくかくの場面で欠伸をするのが妥当であるか、このような健康状態で飲酒をするのが妥当であるか等々、われわれは自他の言動についておのずから当・不当の判断を実践するよう躰けられる。これは論者たちが「煙草を吸うことを望ましく思っているのが自分であることは他ならぬ聞き手自身がよく知っている」と言う場合の「望ましさ」とは了解のスタンスと次元を異にする。したがって、氏が、

- (19) 「B が Go ahead. と答えたのは、A による喫煙が潜在的に可能であることを話し手 [=B] が記述した、つまり聞き手 [=A] が煙草を吸うことを許可してくれたのであって、別にそれを要請しているのではない」(p. 92)

と説く場合にも、正しくは、当該状況で煙草を吸うことが妥当であるか否か、「ひと」としてこの確信に欠ける旨を (7A) の疑問文によって表明する A に答えて、B は喫煙が妥当であることを 'Go ahead (and have a puff).' と表明するのである。かくして、A、B 双方は斉しい価値判断を抱懐するところとなり、この判断に関して互いに同型化する。このようにして徐々に形成されてゆく個々人の同型的側面をわれわれは「ひと」と呼ぶ次第なのである。B の発する 'Go ahead.' について、氏がこの発話は「聞き手が煙草を吸うことを許可してくれたのであって、別にそれを要請しているのではない」と言うときの「要請」もまた、先節で触れたごとく、話し手 (= B) を「益する」行為を聞き手 (= A) に要求するという日常的な意味に解されていることが知られよう。このような功利的な解釈に立つならば、命令文の表わす行為は、それを発する側が利便を蒙る場合もあれば、反対に命令文が差し向けられる相手がむしろ利便を受けると考えられる場合もあるということになる。命令文が「行為の要請」を表わすか否かを論じるに際して、論者たちのように「要請」をこのように通俗的な意味に限定すれば、ある種の命令文は確かに「行為の要請」と解釈されるものの、他の命

令文は聞き手を益するものと見なされて「行為の要請」たり得ないのは当然の帰結であろう。(7)の命令文‘Go ahead (and have a puff).’を発するBは当座の状況でAが喫煙する事態を「ひと」として妥当と表明している¹⁷⁾のであるから、Bのこの判断に同調することと同時にAもまた「ひと」として喫煙を促される次序となる。この共同社会的な「当為性」=「妥当性」の表明が外ならぬ「行為の要請」ということであり、(7)の状況では‘Go ahead.’は事実上「許可」として働くというのが実情なのである。

このように、論者たちの議論の根幹を支える「望ましい」「要請」という語の定義の不徹底が第2節冒頭に掲げた(3)の諸例に関する氏の説明をも皮相なものにしている：

- (20) (8) [= (3)] に代表される願望の場合は、すでに述べたとおり自力で左右できる性質の状況に関するものでないから、行為の要請でないことは明らかである。望ましいのは誰にとってか？第一義的にはむろん聞き手にとってである。しかし(8)のような好意的願望には、聞き手の病気が治ったりする等のことが、話し手にとっても嬉しいことである旨も伝達されている。

(p. 92)

論者たちの主張は、例えば、(3a)の‘Get well soon.’では「(君が) 元気になる」‘You get well.’という事態は相手が病気から解放されることを言うのであるから、第一義的には聞き手本人にとって「望まし」く、加えて、相手の回復は話し手にとっても「嬉しい」ことだから、この意味で二重に「望ましい」事態である云々、といった趣旨になるかと推察される。しかし、繰り返し述べたごとく、命令文に付帯する「望ましさ」=「希求性」とはそうした個人的な便宜、好・不都合ではなく、「しかしかの状況では「ひと」としてこのようにするのがふつうである」「[ひと]たる者は通常はかくあるべし」という通念であり、個人の功利・打算とはおよそ異趣である。このように規範(norm)の実現が目標として志向される場合には当の目標実現にとってはまさしく当該の規範的行動を取ることが当為性を帯びる所以となるが、例えば、「こうすれば(=A)、ああなる[する](=B)」「このようになれば(=A)、あのようにする[なる](=B)」のように、ある目標的事態Bの実現にとって別の事態Aの成立が前件となる場合には前件的事態Aが当為性を付帯するものとなる。この関連で、いわゆる擬似命令文(pseudo-imperatives)をここで瞥見しておくのが好便である¹⁸⁾。次の文を検討してみよう：

- (21) a. *Work hard* and you'll get promoted.
 b. *Talk* and I'll shoot Max.
 c. *Know* the answer and you'll get an A.

擬似命令文、例えば (21a) は、一般に 'If you work hard, (then) you'll get promoted.' というパラフレーズが可能であることから明らかなように、'You work hard.' という事態 A が 'You'll get promoted.' という後件事態 B の前件として働くことを表わしている。この場合、事態 B の実現は必ずしも事態 A へのみ依存するわけではないが、事態 A が成立すれば必ず事態 B は実現するという理解が (21a) には在る。「A が成立すれば、それに引き続いて必ず B が実現する」というこの事態継起的な関係は一種の擬人化を経て「A (原因) が必然的に B (結果) を惹き起こす」という因果的關係として捉えられるところとなり¹⁹⁾、事態 A の成立は事態 B の実現にとって「当為」と見なされる。したがって、(21a) では「君が昇進する」「You'll get promoted.' という目標的事態 (= B) の実現にとっては「頑張って働く」「You work hard.' こと (= A) が当為となる旨が表わされるのであって、前段の命令形はこの前件の当為性を表明するものである。擬似命令文が通常の命令文 ('Work hard, John.') と意味合いを異にするのは「因果的必然」という不変的な内容を表わすからであり、この点で先に見た「助言」の命令文とも類比される。誰であれ聞き手を含めて、「昇進する」('You get promoted.') という目標の実現を志向するかぎり、物事の道理ないしは当為として、「頑張って働く」('You work hard.') ということとその前提として要請されるのである。命令形を通じてこのような「行為の要請」が行なわれる点で、擬似命令文はもっぱら事態の継起的関係を表わす 'If ..., (then)....' とは区別することが可能である。

ともあれ、われわれの言う「当為性」は因果的關係にも係わるそれであり、関連性の論者たちの「望ましさ」とは似て非なるものである。このことは (4) の「呪詛的願望」に関する氏の解説からも分明であろう：

- (22) 「亡霊たちがリチャードに言う *Despair and die!* のような呪詛的なことばは、もちろん話し手にとってのみ望ましい状態への願望である」(p. 92)

呪詛的なことばが真に「呪詛的」たる所以は、氏の論じるように '*Despair and die!*' という事態の成立が「話し手にとってのみ望ましい」という点に在るので

はない。呪詛が「呪詛」としての効力を持つのは「君が絶望して死ぬ」(‘You despair and die.’)という事態が共同社会的な価値規準(正義/不義、善/悪、好/悪、美/醜等々)に照らして妥当=当為と判断され、この妥当性が「ひと」の判断として表明される場所に在る。呪う側は共同社会の価値観をあたかも「代弁」する立場を取るとともに、呪われる側を共同社会の価値規準を逸脱する者として「排除」「疎外」するのである。かくして、呪われる側としてはみずからが共同社会から「抹殺」されることが共同社会の価値観に適った事態であると了解せしめられる次第となる。このダイナミズムを論者たちの偏頗な理解・道具立てを以って捉えることは不可能事であると断ぜざるを得ない。このこともまた明らかであろう。

少々議論が単調化の様相を呈してきた。以下、可及的に簡略を旨として批判と省察を進めたい。(9)-(10)の「相手なしの命令文」、(11)-(12)の「さかのぼっての要請」について氏は次の所見を披歴する：

- (23) (9)~(12) [= (9)-(12)]については、これもすでに見たとおりに聞き手がないわけであるから、行為の要請ではない。(9) [= (9)]と(10) [= (10)]では、雨が止むこと、パソコンが正常に作動することはこれから起こりうる潜在的状況であり、(11) [= (11)]と(12) [= (12)]についても、訪問先の人々が留守か否か、夫が事態を悪化させているかいないかはすでにどちらかに決まっている可能性があるとは言え、話し手にとってはまだ知られていることがらではないから、その意味ではこの命令文によって記述されているのは潜在的状況であると言ってよい。そして(9)~(12)のいずれについても、これらの潜在的状況の実現は話し手にとって望ましいことなのである。

(pp. 92-93)

(9)-(12)の命令文には「聞き手がないわけであるから、行為の要請ではない」云々という氏の言も浅見であり、(9)-(12)では聞き手がいるいないといったことが第一義的に問題なのではなく、しかしかの事態、例えば、「雨が降り止む」という事態が祭りの実施にとって当為であるという点こそがポイントである。通常の命令文では当為的事態は聞き手を行為主体とする未在の事態であり、したがって、当該事態に関する話し手の当為性の表明は聞き手に対する「行為の要請」として働くものとなるが、(9)-(12)にも話し手による当為性の表明が看取される点については前節で縷々論じたところであり、復誦には及ぶまい。ここでは「行為の要請」に関する論者たちの見解が一貫して皮相であること、「潜在的状況」「行

為の要請」「望ましさ」等の相互の連関についても論者たちが洞察を欠く旨を指摘するに止める。

最後に、(5)の「脅し・挑発」を表わす命令文について、論者たちの主張を吟味しておく段である。氏は次のように論じる：

- (24) これ [= (5) ‘Go on. Punch me in the nose. Just you dare.’] は「再現的用法」の一種である。つまりこの場合、表示の対象となっているのは話し手の考えではなく、不特定の第三者のそれである。第2章 (24e) の「税金を引かれると手取りはこれだけ。有り難い話だ」の下線部を思い出してほしい。これは不特定の第三者に帰された考えで、「有り難いと思う奴がいたらお笑いぐさだ」という話し手の気持ちを表現したものであった。(7) [= (5)] も、「君に殴られるという状況を潜在的に可能でかつ自分にとって望ましいなど考える奴がいたらお笑いぐさだ」とパラフレーズできる、一種のアイロニーである、云々」(p. 93)

ところで、論者たちの言う「再現的用法」とは次のような用法を指す。長文を厭わず引用してみよう：

- (25) 一般に、発話や考えを引用ないし再現することは、その発話や考えに対する話し手の何らかの「心的態度」の表明である。その心的態度が批判・嘲笑であればアイロニーになるし、f のような場合²⁰⁾ とか、「政府は第九条を廃止する方向で憲法改正に乗り出すそうだ」という発言に対する「第九条を廃止する方向! ○○政権も捨てたものではないな」という応答の下線部が表す心的態度は積極的評価であり、「鈴木教授は病気で来られないそうです」に対する「鈴木教授が欠席する! 仕方がない。田中教授に代理を頼むか」の下線部が示す心的態度は「困惑」であろう。このように、アイロニーとは「心的態度を表明するための“再現的発話 (echoic utterance)”の中の一変種として位置づけられる」(p. 49)

一読して明らかなごとく、「再現的」用法とは、いわゆることばの引用もしくは繰り返しであり、先行する他者の発言を文字通りに引用、あるいは繰り返したものであることになる。加うるに、アイロニー (verbal irony) という現象もこの用法の一変種と見なされる。

論者たちの言う「引用」「再現」とは、しかしながら、どのような事態を指す

のであるか。「再現的」発話は他者に帰属する発話ないし考えを表わし、したがってそれは話しみずからの発話ではなく、また話し手自身が抱懐する考えを表わすものでもない——このことを論者たちは顛から前提してかかるのであるが、さて事実はどうであろうか。なるほど、「引用」という行為が明示される場合、例えば、「直接引用」というモードを取って、書記的にも引用符が加えられるような場合には、引用者たる話し手の主たる関心は自己の発する語句あるいは文が、元来、他者によって用いられたものであり、したがって、当該言語表現に関する責任は他者に在り、みずからには帰属しない旨を伝える点に在るとは言えよう。しかし、こうした他者帰属の意識を伴って行なわれる引用が「再現的」用法のすべてではない。他者の発言をことば通りに繰り返しつつ、しかも繰り返す当人が自己の発言内容に責任を負う場合が現にある。語彙レベルにまで「引用」という概念を拡大すれば、相手の使用した語句をこちらそのまま「借用」もしくは「踏襲」して対話を行なうことは極めてふつうに観察される。周知のように、所与の対象を特定の語句によって同定・記述するということは当該対象を範疇化 (categorize) することであり、これには対象に対する話し手の価値判断・心的態度が係わる。対話を円滑に進めるという高次の目標を優先するためであるにもせよ、相手の対象同定の仕方に異議を申し立てず、これを受容するということはみずからもまた同じ価値判断・心的態度を取ることを意味するのであって、当の対象同定の仕方、つまり、当該語句の選択、は話し手みずからの責任と見なされる。この事情を考慮するならば、直接引用はしばらく措くとして、他者の発言を「繰り返す」という場合にはそれが自己に帰属する発言として機能する場合の方がむしろ常態であるとさえ言うことができよう。一見して同じ表現が繰り返されているがゆえに「再現的」用法として一括され、再現的用法は斉しく他者に帰属する考えを表わす云々、というような論者たち流の短絡的思考法では言語活動の実態を把握することすら到底覚束ない。

(5) についての論者たちの言い分は、1) 話し手は「自分の鼻柱を殴れ」'Punch me in the nose.' と通常の命令文のように本気 (sincere) で相手に要請しているわけではないから、この命令文の表わす内容は話し手には帰属しない。他方、2) 聞き手がこのような内容を発した形跡はないし、(5) の発言は先行文脈にそうした相手の発言がなくとも発話することができると考えられるから、この内容を必ずしも聞き手に帰属せしめる必要はない。むしろ、3) 話し手以外なら誰でもよいわけであり、そこで「不特定の第三者に帰された考え」とするのが至便である、といった了解であるかと憶測される。しかし、(5) の命令文を話し手が自己に帰属させつつ、みずからの責任において発話している可能性は皆無なの

であるか。(5)の例に立ち戻ってみよう：

(26) [= (5)] Go on. Punch me in the nose. Just you dare.

話し手が対話の相手ではない第三者の考え（‘You punch me in the nose.’）を引用し、この考えに対して「君に殴られるという状況を潜在的に可能でかつ自分にとって望ましいなどと考える奴がいたらお笑いぐさだ」（傍点筆者）という心的態度を表明することが、はたしていかなる意味において、聞き手に対する「挑発」たり得るのか。「挑発」とは、卑俗に解釈しても「（君は）俺を殴りたいのか。殴れるものなら殴ってみ給え。殴れるかい、えっ。さあ、殴ってみろよ」と相手に行為をけしかけることを言うのであって、この解釈を得るためには(26)の命令文の表わす考えは、「不特定の第三者」ではなく、聞き手当人に帰属せしめられなければならない。問題は、しかし、そこからである。(26)の話し手はこの考えを聞き手に帰属させるのではあるが、同時に当の考えをみずからにも帰属させ、その内容に責任を負いつつ、「さあ、殴れ（殴りたいのなら）」と発するのである。話し手当人が「殴れ」と言った以上、相手に殴られてもそれは話し手の自己責任である。この抜き差しならぬ言質があつて初めて(26)は「挑発」として機能することが可能となるのである。これを要するに、(26)では話し手は相手の判断（‘I punch you in the nose.’）に同調し、聞き手と同じく（‘You punch me in the nose.’）が当為的行動であるという立場に立つのである。しかし、他方、話し手には共同社会の通念からして相手が自分を殴打するのは是認されることではない——それは「ひと」として踏み行なうべき当為ではない——という確信がある。この事情は聞き手の側でも多かれ少なかれ同じであつて、聞き手としては「殴れ」とけしかけられながら、しかし、相手を殴ることを（「ひと」としては）思い止まらざるを得ない。行為を要請されながら要請された行為を行なうことができない、このみずからの不甲斐なさ・不適應にやり切れない憤懣が生じるのである。論者たちは、命令文であれ断定文であれ、それが表わす「文字通り」ではない意味を発話内容に対する話し手の心的態度の表明と見なして、「君に殴られるという状況を潜在的に可能でかつ自分にとって望ましいなどと考える奴がいたらお笑いぐさだ」「税金を引かれると手取りはこれだけ。有り難いと思う奴がいたらお笑いぐさだ」（傍点筆者）のように話し手の批判的・嘲笑的な態度を付与して²¹⁾能事足れりとするのであるが、この「批判的・嘲笑的」なるものは一体いかなるメカニズムによって生じるのであるか。この機制が周到に説かれないかぎり、論者たちの言説は、畢竟するに、事後的な観点から事

実に見合うように添加された ad hoc な解説以上のものとは成り得ない。

蛇足ながら、(27) にも一言触れておく。この命令文について氏は (28) のような説明を試みる：

(27) A: May I have a puff?

B: Sure! Go ahead and make me die of lung cancer.

(28) この命令文も不特定の第三者に帰された考えを表しており、「あなたに喫煙の許可を与えて、そのために自分が巻き添え喫煙ゆえの肺ガンで死ぬという状況を、潜在的に可能でかつ自分にとって望ましいと考える人がいたらお笑いぐさだ」とパラフレーズできよう。「いいですとも。どんどん吸えばいいでしょ。そして私を肺ガンで死なせなさいよ」というわけである。

(p. 93)

Bの発話‘Go ahead and make me die of lung cancer.’が意味するところとそのパラフレーズとして(28)に示されている解釈の間にはかなりの径庭があると言わなければならない。Bの発話が「不特定の第三者に帰された考え」を再現的に繰り返したものであるということと、他方、この発話が表わす内容、すなわち、「いいですとも。(あなたは) どんどん(煙草を) 吸えばいいでしょ。そして私を肺ガンで死なせなさい」とが、どのように意味的に整合するのか、この消息が氏の説明では詳らかではない。これを要するに、Bの発話する命令文は「不特定の第三者」の考えではなく、A自身の考えを表わしているのであって、BはAに帰属する(と覚しき)考えに同調してAと同じ考え方(=価値判断)をみずからも表明するのである。と同時に、Bは「煙草をどんどん吸って巻き添え喫煙で人を肺ガンに至らしめる」というような事態が共同社会的な価値規準に照らして是認される筈もないことを確信する。一方、Aとしても共同社会のれっきとした「ひと」たる以上、煙草を吸うことの是非はともかく、自分の喫煙が他人を死に至らしめることを世間的に妥当な事態と見なして煙草を吸い続けるわけには行かない破目に追いやられるのである。この動的なメカニズムを的確に捉える道具立て——延いては、言語観——を関連性理論は具えていない。いまや安んじて、われわれはこのように断じることができよう。

4. むすびに代えて

第一節以来、関連性理論による命令文の分析を少々入念に検討してきたが、論者たちの説くところは甚だ以って失当であると結論せざるを得ない。議論の骨

格を成すべき「望ましき」「行為の要請」といった中軸概念が厳密な定義を欠いたままなのである。同じことは論者たちの用いる「再現的 echoic」にも *mutatis mutandis* に当て嵌まる。顧みれば、S&W (1986) が世に出て二十余年、この間、アイロニーの分析、メタ言語的否定に関する論考、あるいは、疑問文・命令文についての所論——と関連性理論にもとづく論述が試みられたが、そのいずれもが不首尾な結果に終わっていると言っても恐らく過言ではあるまい。近年では Carston (2002) の大著が上梓され、理論的な展開が期待されるにも拘わらず、本稿で吟味した命令文の論述に即するかぎり、関連性理論の今後の発展に対しては疑念を呈することを禁じ得ない。

理論構築における道具立てなるものは、論者に高い着眼を与え、通俗的理解を超えた新たな眺望を拓くことを可能にする潜在力を具えたものでなくてはならない。論者たちのいわゆる「望ましき (= 希求性)」にせよ、「行為の要請」にせよ、われわれの日常的な了解を些かも超脱するものではない。論者たちの説くところが、概して、平板な事後の解説に終始する所以はそこに存するものと思われる。

註

1) 本稿では、主として今井 (2001) を考察の対象として取り上げる。同書は S&W (1986; 1995)、W&S (1988) 等の唱導する関連性理論を平明に説いた出色の啓蒙書であり、処々に氏独自の卓見が披瀝されている。とは言え、その理論的理解は当然のことながら S&W を踏まえたものと見なし得る。この理由で、以下の論考では氏や S&W を筆頭とする関連性理論の主唱者を指して「論者たち」と呼称する。この点、留意されたい。なお、引用は特に出典の明記がないかぎり、今井 (2001) に従う。

2) Wilson & Sperber [1988: 85] から命令文の定義に係わる箇所を引用しておく：‘We claim that imperative sentences are specialized for describing states of affairs in worlds regarded as both potential and desirable.’ W&S の言う ‘potential’ とは次の謂いである：‘...potential worlds, that is, worlds compatible with the individual’s assumptions about the actual world, which may therefore be, or become, actual themselves.’ すなわち、‘potential’ 「潜在的」とは、今井 [2001: 87] の説明を拝借すれば「まだ実現していないが、実現し得る」の謂いであり、これは「事實的」(‘actual’)、 「可能性的」(‘possible’)、さらに「希求的」(‘desirable’) とは区別される。「可能性的」とは「理論上可能ではあるが実現・達成はできない」ということであり、氏は Wilson に典拠を求めつつ、次のように解説を加える：「人は、「希求的」でかつ理論的にのみ可能なことを wish することは (3a) [= ‘I wish I had been born 200 years ago.’] に見るとおりできるが、同じことを want することは、(3b) [= ‘?I want to have been born 200 years ago.’] が成り立たないことから

も証されるとおり、できない。want することが可能なのは、(3c) [= 'I want to become a doctor.』]に見るとおり、「希求的」でかつ「潜在的 (= 実現しうる)」ことだけである」云々。われわれの立場から評すれば、論者たちが「潜在的 (= 実現しうる)」ことを want することができる旨を説くのは諒とするにせよ、この「潜在的」と同じ資格において「希求的」なことを want するというのは如何なる主張であるか。want することと相即的に want される事態が生じるのではないのか。同じことは wish にも当て嵌まる。現実には「雨が降っていない」ことを前提として「可能性的」な事態（「雨が降っている」）を想像し、この事態を「希求」することを wish と言うのであって、これと同時に当の事態が「希求性」を帯びるのである。wish することに先立って「希求的」な事態とやらが別に存在するわけではあるまい。

3) 'desirable'（「望ましい」）について W&S [1988: 85-86] は次のように述べる：'Notice that the expression of desirability is a three-place relation - x regards y as desirable to z - and that what the speaker regards as desirable to one person she may regard as undesirable to another.' 「望ましさを個人的な「便宜」「好都合」と同一視する見方がすでにここには窺われる。実際、この意味での「望ましき」に準拠して、W&S は命令文のさまざまな用法を2つに大別する。すなわち、requests, commands, orders, good wishes, audienceless and predetermined cases 等に関しては、'the state of affairs described is desirable from her (= the speaker's) own point of view' のように話し手にとって「望ましい」と見なされる事態が問題となり、他方、advice もしくは permission には 'the state of affairs described is desirable not from her own point of view but from her hearer's'、つまり、聞き手を「益する」('beneficial') ものとしての「望ましい」事態が係わる、云々。なお、W&S の挙げる advice / permission / threats and dares / good wishes / audienceless cases / predetermined cases は、氏の言う「助言」「許可」「脅し・挑発」「願望」「相手なしの命令文」「さかのぼっての要請」にそれぞれ対応する。

4) このとき相手の判断を受け入れない選択肢もむろん可能であり、現に双方が互いに言い争う事態も出来る。しかし、自分を取り巻く周囲の人々が相手の判断を受容するような場合、その選択は、事実上、「仲間はずれ」の憂き目に身を晒すことを意味する。相手が共同社会の「まとも」な成員であるという世間の信憑に依拠してわれわれは本人の判断を「真に受ける」のであるから、「嘘を言う」という行為は世間のこの信頼を裏切り、共同社会のれっきとした成員を「騙る」ものとなる。'Do not say what you believe to be false.' が会話の格率 (maxim) と見なされる理由はここに求められる。

5) Davies [1987: 57] は (3) のような願望文が 'not a productive pattern of use' である旨を述べ、併せて、願望文として用いられてもおかしくない筈の次のような文の容認度が低いことを指摘している：?Succeed. / ?Feel better. / ?Get on all right and like the new job. 管見では、これらの文は当事者相互の人的関係が維持されることを希求する以上・以外の内容を含んでいるように思われる。なお、Davies [*ibid.*] の次の一節も参照：'The few examples to which a wish interpretation is commonly assigned seem to be highly idiomatic, and are probably best grouped with noun phrases such as *good luck, happy*

birthday and *sweet dreams* as fixed, stereotyped formulas used to express wishes.'

6) これは一種の「暗示」と言えるが、そもそも自己暗示による信仰療法 (faith-healing) あるいは催眠 (hypnosis) が可能となるのもわれわれに内在化された共同社会的な「圧力」に負っている。'(You) be healed.' には自己暗示的な「行為の要請」を感知することができるであろうし、'You are getting sleepy.' のような発話の場合も当該事態が「真」であることを話し手——術師としての専門的権威ならびに特殊能力を有する話し手——が断定 (assert) するわけであり、聞き手としてもこの「術師—患者」の関係に積極的に同調して相手の真偽判断を「真に受ける」よう自己を誘導するということになる。

7) 「志向する」とは 'I intend to have a puff.' という A の判断を言う。これを、例えば、'I want to have a puff.' と表わすこともできるが、want には「志向性」に加えて、不足・欠如から来る「渴望」「切迫感」が随伴するように思われる。

8) 疑問文を「情報提供の要請」ではないと説く論者たちに対する批判については、三木 (2009) を参照。

9) 三木 (2006) 参照。

10) 廣松 [1982: 89] を参看。

11) 氏の言う状況では、(11) は「さかのぼっての要請」にはならないと考える。この場合、話し手 (= 妻) にとっては先方 (= 親戚) が家にいるかどうかは不明であり、先方の在宅・留守が判明しているという理解があるわけでもないからである。しかし、例えば、家にいる妻が今頃はもう夫が先方の家に着いて、相手方の在・不在も判明している筈だという理解に立って「どうか家にい (たのであつ) て欲しい」と発する場合にはそれは「さかのぼっての要請」と考えられ、氏流に言えば、'Please do have been in.' のような言い方が行なわれよう。

12) 「話し手本人あるいは聞き手が自己の社会的体面を保つ」ことが志向目標と見なされる場合もあり得よう。

13) この場合、'Don't ever talk to me like that.' のように言うと「君がわたしにそのような口の利き方をしない」事態に付帯する当為性は未来の任意の時点にまで無限大に拡がる(「金輪際、あんな口の利き方はしないでくれ」)。この理由で、例えば、窓を閉めようとする眼前の相手を制止して 'Don't ever close the window!' と発話するのは不適切となる。

14) 例えば、眼前の対象を「椅子」として認知するとき、われわれは世人が「椅子」という言葉で対象を認知する(と覚しき)態勢において当該対象を認知している——この構制を指摘することができよう。もちろん、「世人が対象を認知する態勢」なるものが明確かつ固定的に存在するわけではない。飽くまでもそれはわれわれが志向する「虚焦点 focus imaginarius」とも言うべきものであって、われわれの生活形態の慣習化とともに虚焦点も安定的に結ばれる所以となるが、それは本来的に 'negotiable' な代物である。ともあれ、このような虚焦点を齊しく志向するかぎりにおいて——相互の「協働 cooperation」はこのかぎりにおいて可能となる——われわれは「同型化」されるのであり、このようにして同型化された個々人の局面を本稿では「ひと」と称している。(Cf. 廣松 [1982:273])

15) 今井 [2001: 222] を引用すれば、「関連性の原理」は (I) 「人間の認知は、関連性を最

大にするように働く性質を持つ」(認知的関連性の原理) および (II) 「すべての顕示的伝達行為は、それ自身が最適の関連性を持つことを当然視している旨を伝達している」(伝達の関連性の原理) の2つの原理から成る。

16) (1) = (14)、後述の (19) (23)、さらに「命令文は話し手がある状況を「希求的」かつ「潜在的」であるとみなす「記述的命題態度」を示す」(p.90)等を参照。

17) 「「ひと」として」という構制は、Aの喫煙行為についても、またBの判断行為についても齊しく該当する。

18) (21b) (21c)の例は Davies [1986:163,166]より借用。Daviesは(21)のような文を imperative-like conditionals (ILC) と呼ぶ。

19) 廣松 [1988: 127-129]を参照。

20) A: 今度の全日本大会には僕が海外遠征中だから、僕の愛馬「桐華」に乗っていいよ。
B: えっ、あの名馬に乗せて下さる！有り難い。必ず優勝してご覧に入れますよ。

21) 「関連性理論はアイロニーを「ある発話や考えを引用して、その内容に対する話し手の批判的・嘲笑的態度を暗示する」表現法と見る」(今井 [2001:48])

Bibliography

今井邦彦 (2001) 『語用論への招待』大修館書店。

Carston, R. (2002) *Thoughts and Utterances: The Pragmatics of Explicit Communication*. Blackwell.

Davies, E. (1986) *The English Imperative*. Croom Helm.

Declerck, R. & S.Reed (2001) *Conditionals: A Comprehensive Empirical Analysis*. Mouton de Gruyter.

廣松 渉 (1982) 『存在と意味』第1巻. 岩波書店.

廣松 渉 (1988) 『新哲学入門』岩波新書.

廣松 渉 (1993) 『存在と意味』第2巻. 岩波書店.

三木悦三 (1996) 「アイロニー論のために」奈良女子大学文学部英語英米文学科編『尾崎寄春・大沼雅彦両教授退官記念論文集』pp. 137-149. あぼろん社.

三木悦三 (2004) 「メタ言語的否定と「エコー」」熊本県立大学文学部紀要第10巻、pp. 39-66.

三木悦三 (2006) 「ラネカーと現在時制」熊本県立大学文学部紀要第12巻、pp. 101-123.

三木悦三 (2008) 「'Meditative-polemic' な *should* について」熊本県立大学文学部紀要第14巻、pp. 113-138.

- 三木悦三 (2009) 「疑問文の語用論」『西川盛雄教授退職記念論文・随筆集』 pp. 36-50. 英宝社 .
- Sperber, D. & D.Wilson (1986; 1995) *Relevance: Communication and Cognition*. Blackwell.
- Wilson, D. & D.Sperber (1988) 'Mood and the analysis of non-declarative sentences.' J.Dancy, J.M.E. Moravcsik & C.C.Taylor (eds.), *Human Agency: Language, Duty and Value*, pp. 77-101. Stanford University Press.